

令和4年度二戸地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況

1 任免及び人数の状況

(1) 採用及び退職の状況

ア 採用（令和4年4月1日）

（単位：人）

| 区分 | 採用者数 | 競争試験 | | | | | 選考 |
|--------------------|------|------|------|------|------|------|----|
| | | 1次試験 | | | 2次試験 | | |
| | | 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 | |
| 一般行政職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般行政職 (市町村より転入) | 3 | — | — | — | — | — | 0 |
| 消防職 | 1 | 37 | 18 | 13 | 11 | 1 | 0 |
| 計 | 4 | 37 | 18 | 13 | 11 | 1 | 0 |

イ 退職（令和3年度）

（単位：人）

| 区分 | 定年退職 | 勸奨退職 | 普通退職 | その他 (市町村へ転出) | 合計 |
|------|------|------|------|-----------------|----|
| 退職者数 | 0 | 0 | 1 | 3 | 4 |

(2) 職員定数管理の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

（単位：人）

| 区分 | 職員数 | | 増減 | 増減の主な理由 |
|----|--------------|--------------|----------|---------------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
| 総務 | 5 | 5 | 0 | |
| 衛生 | 6 | 6 | 0 | |
| 消防 | 114 | 114 | 0 | |
| 介護 | 6 | 6 | 0 | |
| 計 | 131 〔141〕 | 131 〔141〕 | 0 〔0〕 | 〔 〕内は、条例の定数合計 |

（注）職員数は再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員を除いています。

イ 級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

① 一般行政職

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 計 |
|--------------|----------|----------|------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|------|--------|
| 標準的な 職務内容 | 主事 技師 | 主事 技師 | 係長 主査 主任 主任技師 | 課長補佐 室長補佐 副主幹 | 課長 室長 所長 主幹 | 局長 課長 室長 所長 | 局長 | / |
| 職員数 | 3人 | 1人 | 2人 | 4人 | 5人 | 1人 | 1人 | 17人 |
| 構成比 | 17.6% | 5.9% | 11.8% | 23.5% | 29.4% | 5.9% | 5.9% | 100.0% |

② 消防職

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 計 |
|--------------|-------|-------|-------|---------------|---------------|--------------|------|--------|
| 標準的な 職務内容 | 消防士 | 消防副士長 | 消防士長 | 消防司令 消防司令補 | 消防司令長 消防司令 | 消防監 消防司令長 | 消防監 | |
| 職員数 | 30人 | 18人 | 24人 | 32人 | 6人 | 4人 | 0人 | 114人 |
| 構成比 | 26.3% | 15.8% | 21.0% | 28.1% | 5.3% | 3.5% | 0.0% | 100.0% |

2 人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度が法律上の制度として導入されました。人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、公正かつ定期的に行わなければならないこととされています。

本組合においても、「二戸地区広域行政事務組合職員人事評価規程」により、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、評価の観点として「能力評価」及び「業績評価」の両面から評価して、人事管理の基礎とすることを定めています。

取り組みの状況としては、公正な評価の確保のために、評価者に対し評価を行う上で必要な情報の提供を行うなど、適正な評価に向けて取り組んでおります。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和3年度一般会計決算）

| 歳出額 (A) | 人件費 (B) | 人件費率 (B) / (A) | (参考) 令和2年度の 人件費率 |
|--------------|------------|-------------------|---------------------|
| 4,064,428 千円 | 973,729 千円 | 24.0% | 28.1% |

(注) 人件費には、管理者、議員などの特別職に支給される報酬を含みます。

(2) 職員給与の状況（令和4年度一般会計当初予算）

| 職員数 (A) | 給与費 | | | | 1人当たり給与費 (B) / (A) |
|------------|------------|------------|------------|------------|-----------------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 (B) | |
| 126 人 | 455,693 千円 | 182,370 千円 | 177,612 千円 | 815,675 千円 | 6,474 千円 |

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 平均給料月額と平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 一般行政職 | 消防職 |
|--------|-----------|-----------|
| 平均年齢 | 47.02 歳 | 38.53 歳 |
| 平均給料月額 | 337,629 円 | 295,147 円 |
| 平均給与月額 | 376,727 円 | 369,198 円 |

(4) 初任給の状況（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 大学卒 | 高校卒 |
|-----|-----------|-----------|
| 組合 | 173,200 円 | 151,900 円 |
| 国 | 182,200 円 | 150,600 円 |

(5) 主な職員手当の状況

ア 扶養手当・住居手当・通勤手当（月額）（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 内 容 | 国の制度との異同 |
|------|--|--|
| 扶養手当 | 1 配偶者 6,500 円 | 同じ |
| | 2 子 10,000 円 | |
| | 3 父母等 6,500 円 | |
| | ※16歳から22歳までの子がいる場合には、5,000円を加算 | |
| 住居手当 | 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し家賃の額に応じ、27,000円まで支給 | 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し家賃の額に応じ、28,000円まで支給 |
| 通勤手当 | 1 交通機関利用者 運賃相当額 限度額月額50,000円 2 自動車等利用者 通勤距離が片道2km以上の職員に対し、通勤距離に応じて38,300円まで支給 | 1 交通機関利用者 限度額月額55,000円 2 自動車等利用者 距離に応じ31,600円まで支給 |

イ 時間外勤務手当（一般会計）

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|-----------|-----------|
| 支給総額 | 66,297 千円 | 66,621 千円 |
| 職員1人当たり支給年額 | 597 千円 | 600 千円 |

ウ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 全職種 |
|----------------------------|---|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度） | 78.6% |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算） | 82,931 円 |
| 手当の種類（手当数） | 5 |
| 手当の名称 | 清掃事業所勤務手当、火災出動手当、救急業務手当、夜間特殊業務手当、防疫作業手当 |

エ 期末・勤勉手当（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 組合 | | 国 | |
|------|----------|----------|----------|----------|
| | 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 6月期 | 1.225 月分 | 0.925 月分 | 1.200 月分 | 0.950 月分 |
| 12月期 | 1.225 月分 | 0.925 月分 | 1.200 月分 | 0.950 月分 |
| 計 | 2.450 月分 | 1.850 月分 | 2.400 月分 | 1.900 月分 |

（注）職制上の段階、職務の級などで加算があります。

オ 退職手当（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 組合 | | 国 | |
|------------|-------------------------|--------|-------------------------|--------------|
| | 自己都合 | 勸奨・定年 | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 国と同じ | | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | | | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | | | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | | | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 | | 定年前早期退職特例措置 1%～45%加算 | |
| 退職時特別昇給 | なし | | - | |
| 1人当たり平均支給額 | - | 243 千円 | - | |

（注）1人当たりの平均支給額は、令和3年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

(6) 特別職の報酬などの状況（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | | 金 額 | |
|--|------------------------|-----|----------|
| 管理者 | 管理者 | 年額 | 30,000 円 |
| | 副管理者 | 年額 | 28,000 円 |
| | 参与 | 年額 | 22,000 円 |
| 議会 | 議長 | 年額 | 25,000 円 |
| | 副議長 | 年額 | 22,000 円 |
| | 議員 | 年額 | 20,000 円 |
| 監査委員 | 識見者 | 日額 | 5,000 円 |
| | 議会選出 | 日額 | 5,000 円 |
| 介護認定審査委員 | 日額 23,000 円以内で管理者が定める額 | | |
| 情報公開審査会委員 個人情報保護審議会委員 個人情報保護審査会委員 行政不服審査会委員 | 別に管理者が定める額 | | |

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

| 1週間の勤務時間 | 勤務時間の割振り | |
|----------|--------------------|----------|
| | 勤務時間 | 休憩時間 |
| 38時間45分 | 午前8時30分から午後5時15分まで | 正午から午後1時 |

(2) 年次休暇の状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

| 総付与日数 a | 総取得日数 b | 全対象職員数 c | 平均取得日数 b/c | 消化率 b/a |
|------------|------------|----------|------------|---------|
| 4,960.375日 | 1,111.500日 | 131人 | 8.485日 | 22.4% |

(3) 育児休業及び部分休業

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉と行政の円滑な運営に資することを目的に設けられた制度で、3歳未満の子が対象となっています。

(4) 介護休暇の取得状況（令和3年度）

（単位：人）

| 区分 | 男性 | 女性 | 計 |
|----|----|----|---|
| 人数 | 0 | 0 | 0 |

(5) 病気休暇の状況（令和3年度）

（単位：人）

| 区分 | 人数 |
|---------------------|----|
| 公務上の又は通勤による負傷若しくは疾病 | 0 |
| 結核性疾患 | 0 |
| 上記以外 | 7 |

（注）令和3年度に1週間以上連続して病気休暇をした人数です。

(6) 特別休暇の導入状況（令和4年4月1日）

| 区分 | 休暇の期間 |
|--|------------------|
| 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | 必要な期間 |
| 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 | 必要な期間 |
| 予防接種又は健康診断を受ける場合（法令又は任命権者の定める処による場合に限る。）で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき | 必要と認められる期間 |
| 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき | 必要と認められる期間 |
| 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき | 一の年において5日の範囲内の期間 |
| ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又は | |

| | |
|--|---------------------------------------|
| <p>その周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障がいがある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> | |
| 結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 管理者が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間 |
| 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年において5日の範囲内の期間 |
| 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障がいのため勤務することが著しく困難であると認められる場合 | 10日の範囲内の期間 |
| 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 管理者の定める範囲内の期間 |
| 妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 | 適宜休息し、又は捕食するために必要な範囲内の期間 |
| 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 | 勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内の期間 |
| 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合 | 出産の日までの請求した期間 |
| 女性職員が出産した場合 | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 |
| 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合 | 1日2回それぞれ1時間の期間 |
| 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年において5日の範囲内の期間 |
| 女性職員が、生理日の就業が困難であるとして請求した場合 | 2日の範囲内の期間 |
| 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、同じ。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 管理者が定める期間内における2日の範囲内の期間 |

| | |
|--|--|
| 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 5日の範囲内の期間 |
| 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 親族の区分に応じ1日～10日（葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 |
| 配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事（配偶者、父母又は子の死亡後市長の定める年数以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1日の範囲内の期間 |
| 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する4日の範囲内の期間 |
| 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 7日の範囲内の期間 |
| 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 要介護者を介護その他の世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年において5日の範囲内の期間 |

5 分限及び懲戒処分の状況（令和3年度）

(1) 分限処分者数（実人数）

（単位：人）

| 処分事由 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 計 |
|-------------------------|----|----|----|----|---|
| 勤務実績が良くない場合 | 0 | 0 | | | 0 |
| 心身の故障の場合 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0 | 0 | | | 0 |
| 職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合 | 0 | 0 | | | 0 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | | | 0 | | 0 |
| 条例で定める事由による場合 | | | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 懲戒処分者数

（単位：人）

| 処分事由 | 地方公務員法 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 計 |
|--------------------------|------------|----|----|----|----|---|
| 法令に違反した場合 | 第29条第1項第1号 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 第29条第1項第2号 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 第29条第1項第3号 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

6 サービスの状況

(1) 職務専念義務免除の導入状況（令和4年4月1日現在）

| | |
|--------------------|--|
| 研修を受ける場合 | |
| 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | |
| 規則で定めるもの | 職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 |
| | 行政の運営上、特に必要と認められる会社その他の団体における職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 |
| | 国又は地方公共団体若しくは会社その他の団体から委嘱を受け臨時に講演、講義等を行う場合 |
| | 職務に関連ある試験等を受ける場合 |
| | 地方公務員災害補償法の規定による審査請求又は再審査請求をし、審査会又は支部審査会からの呼出しに応じて審査等に出頭する場合 |
| | 地方公務員法の規定による勤務条件に関する措置の要求をし、公平委員会（岩手県人事委員会）からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合 |
| | 地方公務員法の規定による不利益処分に関する不服申立てをし、公平委員会（岩手県人事委員会）からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合 |
| | 任命権者が特に必要と認める場合 |

(2) 営利企業等の従事許可の状況（令和3年度）

| 区分 | 申請件数 | 許可件数 |
|--------------|------|------|
| 営利企業等の従事許可申請 | 1 | 1 |

7 退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の平成 28 年 4 月 1 日からの施行に伴い、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずる必要が生じることから、二戸地区広域行政事務組合職員の退職管理に関する規則（平成 28 年二戸地区広域行政事務組合規則第 7 号）を制定しました。

8 研修の状況（令和3年度）

(1) 一般研修

| 実施機関等 | 研修名 | 受講人数 |
|---------------|-----------|------|
| 岩手県市町村職員研修協議会 | 一般職員研修基礎Ⅰ | 1 |
| | 一般職員研修基礎Ⅱ | 1 |

(2) 専門・特別研修

| 実施機関等 | 研修名 | 受講人数 |
|---------------|-----------|------|
| 岩手県市町村職員研修協議会 | クレーム対応研修 | 1 |
| | 法規事務研修 | 1 |
| | メンタルヘルス研修 | 1 |
| | 人事事務研修 | 1 |
| | 契約事務研修 | 1 |

(3) 消防職員派遣研修

| 実施機関等 | 研修名 | 受講人数 |
|-------------|-------------------|------|
| 消防大学校 | 危険物科 | 1 |
| | 警防科 | 1 |
| 岩手県消防学校 | 初任教育 | 4 |
| | 上級幹部科 | 2 |
| | 初・中級幹部科 | 3 |
| | 救助科 | 2 |
| | 火災調査科 | 2 |
| | 救急科 | 2 |
| | 警防科 | 2 |
| | 土砂災害消防活動講習 | 7 |
| 救急救命東京研修所 | 救急救命士研修前期 | 1 |
| 岩手県高度救命センター | 救急救命士就業前研修 | 2 |
| 岩手医科大学 | 気管内挿管実習 | 1 |
| 岩手県立二戸病院 | 救急救命士再教育研修 | 22 |
| | 気管内挿管再教育実習 | 6 |
| | ビデオ喉頭鏡挿管再教育実習 | 3 |
| | 気管内挿管実習 | 1 |
| | 救急救命士就業前研修 | 2 |
| 岩手労働基準協会 | 小型車両系建設機械運転業務特別講習 | 2 |
| | 小型移動式クレーン運転技術講習 | 2 |
| | 玉掛け技能講習 | 2 |
| | 安全衛生推進者養成講習 | 1 |
| 日本船舶職員養成協会 | 小型船舶操縦免許取得講習 | 2 |

| | | |
|-----|-------------|---|
| その他 | 上級幹部科特別聴講 | 2 |
| | 火災調査科特別聴講 | 2 |
| | 警防科特別聴講 | 4 |
| | 初・中級幹部科特別聴講 | 3 |

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

ア 職員の健康診断の状況（令和3年度）

| 項目 | 実施状況 | | |
|------------|-------|------|--------|
| | 対象職員数 | 受診者数 | 受診率 |
| 生活習慣病等予防健診 | 131 | 131 | 100.0% |
| 大腸がん検診 | 74 | 71 | 96.0% |
| 胃がん検診 | 74 | 53 | 71.6% |
| 子宮がん検診 | 1 | 1 | 100.0% |
| 乳がん検診 | 0 | 0 | — |
| ストレスチェック | 131 | 131 | 100.0% |

イ 職員厚生会の状況（令和3年度）

| 団体名 | 職員掛金 | 公費負担 | 計 | 公費負担割合 |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 二戸地区広域行政事務組合職員厚生会 | 132,000 円 | 66,000 円 | 198,000 円 | 33.3% |
| 岩手県市町村職員健康福利機構 | 2,713,586 円 | 2,778,051 円 | 5,491,637 円 | 50.6% |
| 計 | 2,845,586 円 | 2,844,051 円 | 5,689,637 円 | — |

（注）二戸地区広域行政事務組合職員厚生会（全職員が会員）及び岩手県市町村職員健康福利機構（県内の市町村職員が会員）において福利厚生事業を実施しております。

(2) 公務災害及び通勤災害の状況（令和3年度）

| 区分 | 前年度末 未処理件数 | 新規 受理件数 | 認定件数 | | 取下件数 | 繰越件数 |
|------|---------------|------------|------|-----|------|------|
| | | | 公務上 | 公務外 | | |
| 公務災害 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 通勤災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に対する不服申立て」の状況（令和3年度）

勤務条件に関する措置の要求 新規、継続 0件
 不利益処分に対する不服申立て 新規、継続 0件